

西宮市ふるさと納税に関する返礼品の導入について

平成 28 年 12 月 1 日より、ふるさと納税として本市に寄附を行っていただいた方に対し、寄附額に応じた西宮の産品を返礼品として送付します。

また、寄附のお申込については、外部ポータルサイトの「さとふる」または「ふるさとチョイス」を通じて行っていただくことが可能となります。

【目的】

返礼品の導入については、本市に寄附を行っていただいた方への御礼の意味であるとともに、西宮の産品を広く知っていただくことを通じて、本市の「都市ブランドの発信強化」にも寄与するものと考えています。

また、2つの外部ポータルサイトで寄附の申込を受け付けることにより、より多くの方の目に触れる機会が増え、クレジットカード決済を可能とすることで、寄附していただきやすい環境が整います。

【返礼品の対象となる方】

平成 28 年 12 月 1 日以降に本市に 3 万円以上の寄附をされた個人

【外部ポータルサイト】

- ・「さとふる」(<http://www.satofull.jp>)
- ・「ふるさとチョイス」(<http://www.furusato-tax.jp>)

※本市への寄附ページは、平成 28 年 12 月 1 日から公開されます。

【返礼予定品（11 月 11 日現在）】

- ・伝統産業に関する商品：日本酒 → 11 事業者 37 商品
- ・伝統工芸に関する商品：和ろうそく → 1 事業者 2 品
- ・本市の育成ブランドに関する商品：スイーツ（洋菓子・和菓子）→ 8 事業者 10 品
- ・市内の特長的な産業を PR する商品 → 1 事業者 1 品
- ・市内観光資源を PR する商品 → 5 事業者 14 品

【合計】25 事業者 64 品

《参考》 返礼品の区分と対応する寄附額、返礼予定品数

- | | | | | |
|-------|---|---------------------------|---|------|
| A コース | ： | 寄附額 30,000 円以上 50,000 円未満 | → | 38 品 |
| B コース | ： | 50,000 円以上 100,000 円未満 | → | 18 品 |
| C コース | ： | 100,000 円以上 | → | 8 品 |

問い合わせ先

（返礼品に関すること） 産業文化総括室 0798-35-3641
（上記以外に関すること） 政策推進課 0798-35-3427